

個人データの処理および保護に関する方針（GDPR）

これは、欧州議会および理事会の規則（EU）2016/679（以下「規則」）の意味における個人データの処理および保護に関する方針（以下「方針」）である。

チェコ共和国の法律第110/2019号（個人データ処理法）に基づき、当該規則を適用し、いくつかの例外や違反行為およびその罰金も定められている。

第1章 一般条項

1. ブルノ市立博物館（ICO: 00101427）は、個人データの管理者（以下「管理者」）である。
 2. 管理者は、規則第4条第1項に基づくデータ主体（以下「主体」）の個人データを、規則第4条第2項に基づいて処理（以下「処理」）し、規則に則って高いレベルの保護を確保するための技術的、組織的および人的措置を講じることが保証される。
 3. この方針の目的は、主体に対して管理者がどのようにして預けられた個人データを処理しているかを知らせることである。
 4. 管理者は2023年9月1日より、規則第37～39条に基づき、個人データ保護担当者（以下「DPO」）として法務博士エディタ・レベドヴァ（データボックス ID: he7gzyi）を任命する。
-
1. 管理者は、以下のいずれかの法的根拠に基づき、主体の個人データを規則第6条第1項に従って処理する：
 - a) データ主体が当事者である契約の履行、または契約締結前に主体の要請により講じる措置のために処理が必要な場合。
 - b) 管理者に課される法的義務を履行するために処理が必要な場合。
 - c) データ主体または他の自然人の生命に関わる重要な利益を保護するために処理が必要な場合。
 - d) 公共の利益のために行われる業務の履行、または管理者に課された公的権限の行使のために処理が必要な場合。
 - e) 管理者または第三者が追求する正当な利益のために処理が必要な場合。ただし、データ主体の基本的権利や自由がその利益に優先する場合を除く（特に、データ主体が子どもである場合）。
 2. 特定の状況下では、主体の明確な同意に基づいて処理が行われる。管理者は、同意が自由意思に基づき、特定され、情報が与えられた上で明確に示されたものであることを保証する。
 3. 管理者は、個人データの処理が最小限に抑えられるようにし、データ主体のプライバシーを最大限に保護する。